

常滑武豊衛生組合個人情報保護審査会規則

令和5年3月20日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑武豊衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第4条第6項の規定に基づき、常滑武豊衛生組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議の手続)

第4条 審査会の行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議の手続は、武豊町情報公開・個人情報保護審査会の例による。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。